議案第２９号

かぬま屋台公園条例の一部改正について

次のように改める。

令和５年２月２１日提出

鹿沼市長　佐　藤　　信

かぬま屋台公園条例の一部を改正する条例

かぬま屋台公園条例（平成５年鹿沼市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第４中「　　掬翠園使用料」を「　　掬翠園使用料
１　占用利用　　」に改め、同表慶雲郷（離れ家）の項中「(離れ家)」を「(北建屋)」に改め、同項の次に次のように加える。

慶雲郷 （南建屋）	１，２００円	１，６００円	１，２００円	３，２００円	４，０００円

別表第４の１の表備考第１号中「とし、」の次に「施設内での販売、興行等の」を加え、同表に次の１項を加える。

２　個人利用

区分	使用料（１時間につき）
慶雲郷（北建屋及び南建屋）	１席当たり２５０円

備考

(1) 市外の者が利用する場合は、上記使用料に１００分の１２０を乗じて得た額とする。

(2) 貸出時間は、午前９時から午後９時までの１時間単位とし、１時間未満の時間は１時間とする。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。